

スピーキャン ライデン 電話/FAX 利用規約

株式会社アルカディア(以下「アルカディア」と言う)が提供する一斉同報配信サービス「SpeeCAN RAIDEN(スピーキャン ライデン) for ビジネスプラス」の加入者は、アルカディアの独自サービスとしてこの「スピーキャン ライデン 電話/FAX 利用規約」(以下「本規約」と言う)に定める利用条件の範囲で「SpeeCAN RAIDEN(スピーキャン ライデン) 電話/FAX サービス」(以下、「本サービス」と言う)を利用することができる。

第1条 本サービスの内容

本サービスは、受信者として登録された電話機、FAX機器、および携帯電話等へ電話回線網を利用して、情報を一斉に同報配信するサービスであり、「SpeeCAN RAIDEN(スピーキャン ライデン) for ビジネスプラス」の加入者は、その特典として電話/FAX利用のための番号登録100件及び第6条に定める無料通話分が付与される。本サービスの利用方法の詳細については、アルカディアから加入者に対して別途渡されるものとする。

第2条 個人情報の取扱い

アルカディアは、本サービスの運用に際して収集された氏名、電話番号等の個人情報を本サービスの運用以外の目的に使用しないものとする。また、関連する法令に特に認められる場合を除き、アルカディアは本サービスによって収集された個人情報を加入者もしくは管理者以外の第三者に開示しないものとする。

第3条 免責事項

1. 停電や大規模災害など、アルカディアの責によらない事情、または機器の整備や利便性向上に資する機器もしくはソフトウェアの改変のために、アルカディアは本サービスの提供を一時中断することがある。このような場合においてもアルカディアは本サービスの一時中断およびその結果生ずるべき影響が最小限となるよう、誠実に努力するものとする。
2. 本サービスによって加入者より配信された情報の内容もしくは信憑性についてアルカディアはその責任を負わないものとする。
3. 本サービスの利用、または本サービスを利用できなかったことに起因する一切の損害について、アルカディアはその責めを負わないものとする。
4. 本サービスの仕様は改良のため予告なく変更する場合があります、このことにより生じた損害について、アルカディアはその責めを負わないものとする。

第4条 禁止事項

加入者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為をしてはならない。これらの行為を行った場合、本サービスの利用を解除することがある。

1. 第三者もしくは当社の著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
2. 第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
3. 第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれがある行為
4. 事実と反する虚偽の情報、またはそのおそれのある情報を提供する行為
5. 自己または他人の営業につき広告または宣伝を行うための手段として本サービスを利用する行為
6. 本サービスの運営を妨げる行為ならびに本サービスの信用を毀損する行為
7. 管理者ID やパスワード等を不正に使用する行為もしくは第三者に不正に提供する行為
8. 本サービスを利用してコンピューターウイルス等有害なプログラムまたはデータを提供する行為
9. その他法令に違反する、または、違反するおそれのある行為
10. 公序良俗に反するような行為ならびにその他当社が不適切と判断する行為

第5条 利用期間

利用期間は加入者が本規約に同意のうえ、別紙「SpeeCAN RAIDEN for ビジネスプラス」エントリーシート(兼電話/FAX サービス利用確認書)を届け出て、アルカディアが加入者に対してログイン情報等の本サービスの利用に必要な情報を通知した日の翌月1日を起算日として12ヶ月目の末日までとし、期間満了の1ヶ月前までに加入者から解約の意思表示が行われないうちに以後自動的に更新されるものとする。なお、第4条に記載された禁止事項が確認された場合は、契約期間途中であっても本サービスの利用を停止することができる。

第6条 利用料金および支払い方法

本サービスの利用料金は通話料金のみであるが、利用期間内の1年間(*サービス利用開始通知日を含む月の利用も含む)において、無料通話分として12,000円分(税別)が特別に付与され、それを超過した場合のみ通話料金として支払いが発生する。

ここで、通話料金は、電話機および携帯電話に対して音声通話により配信した場合、ならびに、FAX機器に配信した場合にのみ加算される。通話料金は、配信先が固定電話もしくはIP電話の場合には、通話時間3分あたり14円(税別)、配信先が携帯電話の場合には通話時間1分あたり28円(税別)とする。

超過通話料金が発生した場合は、アルカディアから加入者宛に直接請求するものとする。

第7条 サービスの廃止

アルカディアは、本サービスの全部または一部を廃止することがある。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、本サービスは終了するものとする。終了する場合は事前に参加者に伝えるものとする。

第8条 セキュリティ対策

サービスのセキュリティ対策およびセキュリティレベル向上を目的として、サービスのアクセスログの記録、ログイン履歴の記録、利用状況の記録、動作ログの記録を行います。

第9条 表明保証

加入者及びアルカディアは、それぞれ相手方に対し、本契約締結前、本契約締結時から本契約終了までの全ての時点において、次の各号の事項を表明し、保証する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係者(関係団体)、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員(以下総称して「暴力団等」という)ではなく、かつそのおそれもないこと。
2. 自らの役員、またこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者もしくは株主(出資者)等は暴力団等ではなく、かつそのおそれもないこと。
3. 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与がないこと。
4. 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
5. アルカディアが業務遂行のため第三者を利用する場合には、当該第三者が前各号のいずれにも該当しないこと。

第10条 暴力団等の排除

1. 加入者及びアルカディアの当事者の一方について、前条の表明保証に反する事実が判明したとき、または、自らもしくは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたときは、他方当事者は、何等の催告を要せずして本契約を解除することができる。
 - (1) 傷害、脅迫、恐喝、器物破損、拳銃不法所持等の暴力的犯罪を行ったとき。
 - (2) 他方当事者に対して、暴力団等の威力を背景に粗野な態度、言動などを行ったとき。
 - (3) 他方当事者の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。
 - (4) 他方当事者の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。
2. 前項の規定により本契約を解除した他方当事者は、自己が被った損害の賠償を当事者に対し請求することができる。
3. 第1項の規定により本契約を解除された当事者は、解除により生じる損害等について、他方当事者に対し一切の請求を行わない。

第11条 雑則

本規約の定めのない事項により問題が発生した場合、または本規約に関し疑義が生じた場合には、加入者およびアルカディアが信義に基づき誠実に協議することによりこれを解決するものとする。